

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ ○ ○

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（本則関係）
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）（抄）
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十一号）（抄）

・ ・ ・ ・ ・
（附則第三条関係）
（附則第四条関係）
・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

			改 正 案	現 行
			（本府省業務調整手当）	（本府省業務調整手当）
5	（略）	3	第八条の四 （略）	第八条の四 （略）
		4 3	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号に規定する政令で定める業務は、常勤の防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部、情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）、合作戦司令部、情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）、防衛装備庁長官並びに防衛技監の業務とする。	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部、情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）並びに合作戦司令部の業務とする。
		4 3	1 常勤の防衛大臣政策参与及び法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官 五万三千八百円	1 常勤の防衛大臣政策参与及び法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官 五万三千八百円
		4 3	2 事務官等 一般職に属する国家公務員について定められている額の例による額	2 事務官等 一般職に属する国家公務員について定められている額の例による額
		3	3 上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額	3 上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額

(特地勤務手当等)

第十条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第二項の特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、別表第六に掲げる官署について同表に定める級別区分に応じ、次の表のじ、次の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官（特定任期付職員（法第四条第二項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）である自衛官を除く。）にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては同表の下欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(特地勤務手当等)

第十条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第二項の特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第六に掲げる官署について同表に定める級別区分に応じ、次の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官（特定任期付職員（法第四条第二項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）である自衛官を除く。）にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては同表の下欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官（特定任期付職員である自衛官を除く。）にあつては百分の二十三を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

六級	五級	四級	三級	二級	一級
百分の二十三	百分の十九	百分の十五	百分の十一	百分の七	百分の四
百分の二十五	百分の二十	百分の十六	百分の十二	百分の八	百分の四

(削る)

3|

前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項において「再任用職員等」という。）にあつては、現に受けるべき俸給の月額）とする。

一 その勤務する官署が新たに特地官署に該当することとなつた日前から当該官署に勤務している職員 その該当することとなつた日

二 その勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した職員
当該特地官署の移転の日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 その勤務することとなつた日（その職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）

4| 特地官署が第九条の二第一項に規定する地域に所在する場合における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第三項に規定する特地勤務手当と地域手当その他の給付との調整等については、一般職に属する国家公務員の例による。

(削る)

第十条の二 (略)

2 準特地勤務手当 (法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。) の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官 (特定任期付職員である自衛官を除く。) にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額とする。

(略)

(略)

(略)

(略)

第十条の二 (略)

2 準特地勤務手当 (法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。) の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日 (職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合 (防衛大臣が定める場合に限る。) には、その前の防衛大臣が定める日)において受けるべき俸給 (育児短時間勤務職員 (その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。) にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定めた額とする。) 及び扶養手当の月額の合計額 (再任用職員等については、現に受けるべき俸給の月額) に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官 (特定任期付職員である自衛官を除く。) にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額 (その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官 (特定任期付職員である自衛官を除く。) にあつては百分の五・五を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額) とする。

法第十四条第二項において準用する一般職給

別表第六に定める
級別区分が三級、

百分の
五・五

百分の
六

3 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間 異動等の日から起算して五年に達した後から五年に達した後	異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間	法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する準特地官署（以下「準特地官署」という。）	別表第六に定める級別区分が一級又は二級である特地官署	四級、五級又は六級である特地官署
二百分の	三・五百分の	三・五百分の	四・五百分の	百分の
二百分の	四百分の	四百分の	五百分の	百分の

とする。

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となり、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

とする。

一 檢察官であつた者、一般職給与法第十一條の七第三項に規定する行政執行法人職員等（第三号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日に又は交流採用若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

二 （略）

三 その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に新たに俸給表の適用を受ける職員となり、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日に当該官署に異動したものとし、かつ、当該官署がその日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

二 （略）

三 その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた日に当該官署に異動したものとし、かつ、当該官署がその日前に特地官署又は

準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

四 新たに俸給表の適用を受ける職員となり、かつ、当該適用を受けることとなつた日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用を受けることとなつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、当該該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動したこと又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（次号に掲げる職員を除く。）当該異動し、又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつた日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

五 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた職員で、当該適用を受けることとなつた日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていてもののうち、当該適用を受けることとなつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員 当該特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

六 （略）

（削る）

四 自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤している官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、当該該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員 当該異動した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

五 自衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されていてもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員 当該特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

4

法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第三項に規定する準特地勤務手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

附 則

1～7 (略)
(削る)

附 則

1～7 (略)

8 | 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条第三項各号に定める日において当該事務官等以外の事務官等であつものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「（月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

9 | 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条の二第二項に規定する異動等の日において当該事務官等以外の事務官等であつものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「（月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

(削る)

10 | 前二項に規定するもののほか、法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する特地勤務手当及び準特地勤務手当の支給に関する必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例によ

別表第四
(第八条の三関係)

(略)	一種				種別	
(略)	俸給表 自衛官				俸給表	
(略)	一等空佐(二) 一等海佐(二) 一等陸佐(二)	一等空佐(一) 一等海佐(一) 一等陸佐(一)	(略)	(略)	は階級 職務の級又	
(略)	五二一、九〇〇円	五五、五〇〇円	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員又は再任用職員	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員

別表第四
(第八条の三関係)

(略)	一種				種別	
(略)	俸給表 自衛官				俸給表	
(略)	一等空佐(二) 一等海佐(二) 一等陸佐(二)	一等空佐(一) 一等海佐(一) 一等陸佐(一)	(略)	(略)	は階級 職務の級又	
(略)	五二一、三〇〇円	五五、二〇〇円	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員又は再任用職員	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員

別表第四の二（第八条の四関係）

階級					備考（略）
相当する と認めら れる行政 職俸給表 の級	(一)の職務		支給月額		
上又は一等空佐以上	二等陸佐、二等空佐	二等陸佐、二等海佐又は二等空佐	一等陸佐以上 、一等海佐以 上又は一等空 佐以上	七級以上	相当する と認めら れる行政 職俸給表 の級
五一、八〇〇円	四九、二〇〇円	五七、八〇〇円	五四、五〇〇円	再任用自衛官 以外の自衛官	支給月額
三七、八〇〇円	四〇、三〇〇円	三七、四〇〇円	三四、五〇〇円	再任用自衛官	

別表第四の二（第八条の四関係）

階級					備考（略）
相当する と認めら れる行政 職俸給表 の級	(一)の職務		支給月額		
上又は一等空佐以上	二等陸佐、二等空佐	二等陸佐、二等海佐又は二等空佐	一等陸佐以上 、一等海佐以 上又は一等空 佐以上	七級以上	相当する と認めら れる行政 職俸給表 の級
四一、八〇〇円	三九、二〇〇円	二七、八〇〇円	三四、五〇〇円	再任用自衛官 以外の自衛官	支給月額
三七、八〇〇円	三〇、三〇〇円	二七、八〇〇円	三四、五〇〇円	再任用自衛官	

備考 (略)	三等陸曹以下 、三等海曹以 下又は三等空 曹以下	陸曹長以下二 等陸曹以上、 海曹長以下二 等海曹以上又 は空曹長以下 二等空曹以上	陸曹長以下二 等陸曹以上、 海曹長以下二 等海曹以上又 は空曹長以下 二等空曹以上	二等陸尉以下 准陸尉以上、 二等海尉以下 准海尉以上又 は二等空尉以 下准空尉以上	二等陸尉、一 等海尉又は一 等空尉
	一級		二級		三級
			一〇、八〇〇円		一九、五〇〇円
			一〇、六〇〇円		一七、五〇〇円

備考 (略)	三等陸曹以下 、三等海曹以 下又は三等空 曹以下	陸曹長以下二 等陸曹以上、 海曹長以下二 等海曹以上又 は空曹長以下 二等空曹以上	陸曹長以下二 等陸曹以上、 海曹長以下二 等海曹以上又 は空曹長以下 二等空曹以上	二等陸尉以下 准陸尉以上、 二等海尉以下 准海尉以上又 は二等空尉以 下准空尉以上	二等陸尉、一 等海尉又は一 等空尉
	一級		二級		三級
			八、八〇〇円		一七、五〇〇円
			八、六〇〇円		一五、五〇〇円

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

附
則

（暫定再任用隊員に関する経過措置）

第二条（略）

附
則

（暫定再任用隊員に関する経過措置）

第二条（略）

（略）

3 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十一條の二第二項及び第三項並びに別表第四の規定の適用については、暫定再任用隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条、第十条の二第一項の二第二項及び第三項並びに別表第四の規定の適用については、暫定再任用隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十一号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）
（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

附
則

（特地勤務手当に準ずる手当における再任用職員等に関する経過措置）

第四条 この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「給与令」という。）第十条の二の規定は、施行日以後に採用された法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、再任用職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。）又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員について適用し、施行日前に採用されたこれらの者については、なお従前の例による。

（特地勤務手当に準ずる手当における再任用職員等に関する経過措置）

第四条 この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「給与令」という。）第十条の二の規定は、施行日以後に採用されたこの政令による改正後の給与令第十条第三項に規定する再任用職員等又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員について適用し、施行日前に採用されたこれらの者については、なお従前の例による。